慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 一三一〕名義書換をしていない共同相続人の一人に、株主総会決議取消の訴の当事者適格があるか
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.2 (1974. 2) ,p.88- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740215-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一三一〕名義書換をしていない共同相続人の一人に、株主総会決議取消の訴の当事者適格があるか

（株主総会決議取消請求事件　東京地裁昭四四・四・五（ワ）四一〇一・二四一五号　昭四五・一一・一九判決、下級民集二一・一一・一二号二三頁）

〔判示事項〕

一、共同相続の場合における株式の帰属

二、株式が共同相続された場合と株主権行使の要件

〔参照条文〕

民法二五二条・八九八条・八九九条

商法二〇三条・二三二条

〔事実〕

訴外AはY会社の株式八八五六〇株を所有していたが、昭和四三年五月一九日に死亡した。Aの長男であるXは他の相続人らとともにAの株式を相続したが、Y会社は昭和四四年一月二三日および昭和四五年一月三一日に定時株主総会を開催しながら、Xに対してはその招集通知をしなかつた。そこでXはY会社を相手どり、株式は分割可能であるから、原告Xは相続により右株式のうちAの相続分たる一九六八〇株を取得した。これはY会社の発行済株式総数二〇万株の九・八四パーセントにあたるのに、Y会社は招集通知をなさないのであるから、右各総会はその招集手続に重大な瑕疵が存するとして各決議の取消しを求めているのが本件である。

これに対し、被告Y会社は、原告Xが相続によつてその権利を取得したとしても、被告Y会社の株主名簿にはまだその旨の記載がなされていないから、原告Xは右権利の取得を被告Y会社に対抗することはできない。また、右総会招集通知の当時、株主名簿には亡父Aが株主として記載されたままであつたので、被告Y会社は商法二二四条一項の規定にしたがつてAに総会招集通知をなしたから、右総会の招集手続に瑕疵はないとした。

原告Xは、被告Y会社の答弁に対する反論として、仮に被告Y会社がAに総会招集通知をしたとしても、当時被告Y会社は、右Aの死亡の事実、原告Xを含む各相続人の氏名・住所、原告Xが右A死亡当時より被告Y会社に対し原告Xにも株主総会の招集通知をするよう要求していたこと等を知悉していたものであり、それをあえて右A宛に通知したのは、原告Xを関連会社十数社よりなるA家の事

業から排除する目的で、信義の原則にそむき悪意でこれをなしたものである。かかる場合は商法二二四条一項の規定による免責の効果は生じないというべきであるから、右A宛に通知したからといつて適法な招集手続がなされたことにはならないとした。

〔判旨〕

原告の訴却下

「相続財産たる右Aの株式が共同相続人にどのように帰属するかについて按ずるに、原告Xは右株式は当然分割され各共同相続人がその相続分に応じた数の株式を取得する旨主張していると解されるが、株式は可分給付を目的とする債権とは解し難いからこれについて共同相続が開始した場合各共同相続人がその相続分に応じた数の株式を帰属するとは断じ難く、共同相続財産たる株式は相続人全員に共同的に承継し、各相続人はこれにつき相続分に応じた持分を取得するにすぎないと解するのが相当である。したがつて、原告Xの右主張は採用できず、他に特段の事情の認められない本件にあつては、原告Xは前記Aの所有していた被告Y会社の株式につきその相続分に応じた持分を有するにすぎないというべきである。ところで、このように株式が数人に共同的に帰属するときは、その株式について会社に対し株主としての権利を行使するためには、右数人において株主の権利を行使すべき者一人を定めこれを会社に通知しなければならず（商法二〇三条二項）、会社に対する関係における株主としての諸権利はすべてこの者に限つて行使することができ、他の者は、これを行使し得ないというべきところ、株主総会決議取消の訴を提起する権利が右の権利に含まれないと解すべき格別の理由も見出せない。しかるところ、弁論の全趣旨によれば、前記Aに属していた株式についてその共同相続人間においていまだ株主の権利を行使すべき者を定めていないことが明らかであるから、これにつきその相続分に応じた持分を有するにすぎない原告Xは株主として本件各訴を提起する権利を有しないといわなければならない。本件においても窺われるように、共同相続人相互間に利害の対立があり相続株式につき権利を行使すべき者を定めることが事実上困難な場合には、相続人の一人が株主としての権利を行使しようとするにはまず相続株式の分割を求めなければならず、そのため株主総会決議に瑕疵があつても直ちに職務執行停止・代行者選任の仮処分を申請するなどの措置をとり得ないという不都合が考えられないではないが、そのゆえをもつて前記条項による明文の規定に反してまで持分権者の状態のまま株主としての権利を行使しうると解することはできないし、また、決議取消の訴を提起することをもつて民法二五二条但書にあたる株式の保存行為とみることも困難である。

以上の次第で、原告Xの主張する株主資格はこれを認めることができず、原告Xは本件各訴につき原告適格を有しない。

なお、仮に原告Xが相続により相続分に応じた数の株式を取得したとしても、株主総会決議取消の訴を提起し得る株主は、会社が正当な理由なく名義書換請求を拒絶した場合、または会社の過失による名義書換未了の場合等会社においてその請求者が株主であることを否認することができない場合を除き、株主名簿上の株主であるこ

とを要することはいうまでもないところ、弁論の全趣旨によれば、原告Xは被告Y会社の株主名簿に株主として記載されていないのはもとより、いまだ名義書換の請求すらしていないことが窺われるから、この点からみても原告Xは本件各訴につき原告適格を有しないといわなければならない。

よつて、原告Xの本件各訴は不適法というほかないから、決議取消原因の有無を判断するまでもなくこれを却下」する。

〔評釈〕

本件の中心はまだ名義書換のなされていない共同相続人の一人に株主総会決議取消の訴の原告適格があるか否かである。商法上株主総会決議取消の訴の提訴権者は「株主又ハ取締役」とされている（商二四七条）が、ここにいう株主は決議取消の訴の性格から議決権なき株主は含まないが、株主であるかぎりその持株数に関係なく、また決議の当時に株主であつたか否か、総会で決議に賛成したか否かを問わない。ただ、その株主は訴提起の時から当該訴訟の判決確定に至るまでは継続して株主たる資格を維持することを要する（同説・石井「株主総会決議の瑕疵」株式会社法講座三巻九五五頁、谷川・注釈会社法(4)一九三頁）。もつとも株式取得者が適法に名義書換を請求しているのに会社が不当にその請求を拒み、または過失によつて名義書換をせず、あるいは会社が故意または重過失によつて無権利者に名義書換をなしたときは、真実の株主は会社に対して株主の地位を主張し得る（同説・庄司・判例会社法全書3一五一頁）が、そうでないかぎり株主は原則として訴提起の当時、株主名簿上の株主であることを要するといえよう（同説・大阪地判昭・三五・五・一九下級民集一一・五号一七五頁）。

本件では相続人たるXは株主たる被相続人の株式を相続したとはいえ、まだ被告Y会社の株主名簿に株主として記載されていないのはもとより、名義書換の請求すらしていないのであるから、本判旨が原告Xは総会決議取消の訴の原告適格を有しないとして訴を却下したことは正当であり、この点について問題にする余地はない。

ところで、会社に対し名義書換を請求することができるのは株式を取得した者であるが、ここに共同相続すれば直ちに株式を取得したことになるかという共同相続の場合における株式の帰属の問題が検討されなければならない。それで相続財産たる株式が共同相続人に相続された場合、被相続人の株式は当然分割されて各相続人はその相続分に応じた数の株式を取得するのか、あるいは相続人全員に共同的に帰属し、相続人は、各相続分に応じた持分を取得するにすぎないのかが問題となる。

被相続人が死亡して相続が開始すると、それまでは被相続人に帰属していた一切の財産が相続人に移転する。この場合相続人が一人であれば、遺産はすべてその相続人の単独所有となり、問題を生ずる余地はないが、これに対して数人の相続人がいる場合は、相続開始によつて直ちに遺産分割ができることは困難である。しかも諸子均分、配偶者相続制を確立した現行法のもとでは、相続人が単独であるということはまれであつて、数人の相続人が存在するのがむしろ通常の事態となつているといえる（岡垣「親族法相続法講義案」二二九頁、一三〇頁）。

そのため、その間の共同相続人全員に対する遺産帰属の関係について、民法では、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と定め（民八九八条）、「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と規定した（民八九九条）。したがつてわが民法上は、各相続人は相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を、その相続分に応じて直接に承継することになる（民八九六条、八九九条）。しかし相続財産は相続分に応じて分割されているわけではないから、遺産に属するすべての財産について一つ一つその帰属を指定した遺言があれば格別、そうでなければ、具体的現実的には相続財産全部が共同相続人の間に共同に帰属する状態（共同所有）が生じ、これを相続分に応じて分割することになるのである。そこでこの共同所有がどのような性格のものであるかについて民法上学説がわかれている（我妻＝有泉・民法二九三頁）。共有説によれば、共同相続人が相続財産に属する個々の財産についてそれぞれ持分を有し、これを自由に処分できるとし、個々の財産が可分の債権、債務である場合は民法四二七条の適用があり、当然に共同相続人の間に、その相続分の割合に応じて分割されるとする。これに対し合有説は、共同相続人は遺産が分割されるまでは相続財産全体について共有であるとする。判例は古くより一貫して共有説をとつており（たとえば大判大九・一二・二二民録二六輯二〇六二頁、最判昭三〇・五・三一民集九巻七九三頁）、学説も旧法時代には共有説が通説とされていたが、現行法になつてからは合有説がむしろ多数説である。共有説と合有説の論ずる主たる点は、(1)共有説によれば、各共同相続人は遺産を構成する個々の財産に対して自己の相続分に応じた独立の物権的持分をもち、遺産分割前でもこれを単独で自由に処分することができるとするが、(2)合有説では、遺産全体が単一の特別財産を構成し、共同相続人はそのうえに観念的・潜在的な相続分にしたがつた権利義務を有するに過ぎないから、遺産分割前には個々の財産を単独で処分することは許されないということである。

本判決は「株式は可分給付を目的とする債権とは解し難いからこれについて共同相続が開始した場合各共同相続人がその相続分に応じた数の株式を承継するとは断じ難く、共同相続財産たる株式は相続人全員に共同的に帰属し、各相続人はこれにつき相続分に応じた持分を取得するにすぎないと解するのが相当」であるとして合有説に立つことを明らかにした。いずれの立場に立つにせよ、遺産はそれが分割されるまでは相続財産の全部が共同相続人の共同所有であつて、遺産を構成する個々の財産が相続人中の誰に帰属するかは具体化しない。それゆえ、まだその段階で各共同相続人が会社に対しそれぞれの株式を取得したといえないことはもちろんである。すると、このように株式が数人の共同所有である段階で、その株式について相続人が会社に名義書換の請求をなすにはいかにすればよいかが問題となる。遺産は分割されて初めて各個人の単独または共有が確定するのであるが、分割前でも共同相続人全員の合意があれば、共同相続人全員の名に名義書換をすることができると考える。そしてこの場合は、共有株式の場合と同じように、株主の権利を行使すべき者一人を定めてこれを会社に通知し（商二〇三条二項）、会社

に対する株主としての権利はこの者が行使することになるであろう。ところで共同相続人間で共同相続人全員に名義書換を請求することについての合意が得られないか、またはその点についての合意は得られても、株主の権利を行使すべき者を定めるについて共同相続人間に対立があるときは、相続人の一人が株主としての権利を行使しようとするには相続株式の分割を求めなければならないことになる。その意味で本判決が「原告XはAの所有していた被告Y会社の株式につきその相続分に応じた持分を有するにすぎない」から、これに株主資格を認めることはできず、原告Xは本件各訴につき原告適格を有しないとしていることは正当である。

なお会社が株主の死亡事実、共同相続人の氏名住所をしつている場合に会社は共同相続人に総会招集通知をなすべきか否かの問題がある。商法二〇六条一項は記名株式の移転は名義書換がなければ「会社ニ対抗スルコトヲ得ズ」と定めているが、これは文字通り「対抗」の意味だとすれば、名義書換をしていない者が会社に対して株主であることを主張することはできないが、会社の側からは実質上の株主の権利をみとめることはできると解する余地があるからである（大判・明治三八・一一・二民録一一輯一五四五頁、大判・大正一四・四・九民集四巻一六二頁、大判・大正七・三・一九新聞三三九六号九頁、大判・昭和一〇・一一・五新聞三九一三号九頁、最判・昭和三〇・一〇・二〇民集九巻一一号一六五九頁）。しかし本件の場合は、会社は株主名簿上の株主の死亡事実をしりながら、相続人に通知せず逆に株主名簿にしたがつて通知をなした場合であるからこの点を問題にする余地はない。ただこの場合、株主名簿上の株主は死亡したが相続人が株主名簿の書換手続をなさなかつたことから、会社はそれをしりながら株主名簿上の株主に通知すれば免責されるかが問題になるが、この場合にも判例は多くこれを肯定している（大判・昭和八・九・二〇民集一二巻二一七七頁、大判・昭和九・五・二五新聞三七〇三号一四頁、大判・昭和一二・四・三〇新商判集(一)九九七頁上三六）。株主名簿は各株主についてその有する株式の権利関係を明確にするために法律上備付けを命ぜられた帳簿であるから、相続の場合でも会社としては株主の名義書換をまつて株主として扱うべきだと解しえよう。かりに従来の判例の立場に従い、会社は株主名簿上の株主でない実質上の株主を株主として扱うことができるとする立場に立つて、これを更に進めて行けば、その者に株主総会の決議取消の訴の当事者適格を認める余地もあるとも考えられるが、いずれにしろ本件の場合は、株式を共同所有している段階であるから、このままで共同相続人の一人たる原告Xに株主総会決議取消の訴の原告適格を認めることはできず、この点の判旨の判断は正当であつたといえる。

米津　昭子